

入札公告

筑波大学において、下記のとおり物品の賃貸借について一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量等 情報メディア創成学類教育用計算機システム 一式
- (2) 借入期間 平成29年3月27日～平成33年3月26日
- (3) 納入場所 国立大学法人筑波大学春日エリア

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付場所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台1丁目1番地の1

国立大学法人筑波大学財務部契約課 大川 典彦 電話番号 029-853-4569

3 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は「リバースオークション入札の注意事項」に示す書類を平成29年

1月23日15時00分までに上記2に提出すること。本学が競争参加可能と認めた場合のみ参加することができる。

4 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」の「リバースオークション情報」を参照のこと。

なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。

5 入札方法

1か月当たりの単価を入札すること。なお、落札決定に当たっては入札した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成28年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第49条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (5) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

平成28年12月22日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 吉川 晃

仕 様 書

1. 件 名 情報メディア創成学類教育用計算機システム 一式
2. 規格及び数量 詳細は別紙技術仕様書のとおり
3. リース期間 平成 29 年 3 月 27 日～平成 33 年 3 月 26 日
(運用開始 平成 29 年 3 月 27 日)
4. 納 入 場 所 国立大学法人筑波大学春日エリア
5. 支 払 方 法 賃貸借料金は、1 か月ごとに支払うものとし、当該期間経過後、適法な請求書を受理した日から起算して 4 0 日以内に支払うものとする。
6. そ の 他
 - (1) 本学職員の指示により搬入、据付、調整を行うこと。
 - (2) その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。
 - (3) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

別紙

1. 規格及び数量

情報メディア創成学類教育用計算機システム				
クリエイティブメディアシステム				
	デスクトップパソコン	27 ｲﾝﾁ iMac Retina 5K ﾃﾞｲｽﾌﾟﾚｲﾃﾞﾙ Z0SD	Apple 製	18
	ラップトップパソコン	13 ｲﾝﾁ MacBook Pro Retina ﾃﾞｲｽﾌﾟﾚｲﾃﾞﾙ Z0QP	Apple 製	4
	プリンタ	IPSi0 SP C841	リコー製	1
	ギガビットスイッチングハブ	ｷﾞｶﾞﾋﾞｯﾄｽｲｯﾁﾝｸﾞﾊﾌﾞ 24 ﾎｰﾄﾞ GS724T-400AJS	NETGEAR 製	1
	ネットワークカメラ	VB-S805D	キャノン製	1
	映像機器 デジタルビデオカメラ	FDR-AX40/B	SONY 製	12
	カメラ用バッテリー	NP-FV70	SONY 製	24
	カメラ用マイク	ECM-CG60	SONY 製	10
	液晶テレビ	VIERA TH-60DX850	Panasonic 製	1
	ミラーレス一眼カメラ	X-Pro2 ﾎﾞﾃﾞｲ	富士ﾌｨﾙﾑ製	1
	カメラレンズ	XF50-140mmF2.8 R LM OIS WR	富士ﾌｨﾙﾑ製	1
		XF16-55mmF2.8 R LM WR	富士ﾌｨﾙﾑ製	1
		XF35mmF2R WR B	富士ﾌｨﾙﾑ製	1
	ソフトウェア	Creative Cloud	Adobe 製	22
		Final Cut Pro	Apple 製	22
		Office 2016 for Mac	Microsoft 製	22
		Endpoint Protection	Symantec 製	22
音響・心理実習システム				
	デスクトップパソコン	Elite Desk 800 G2	HP 製	5
	モニタ	FlexScan EV2450-BKR	EIZO 製	5
	プリンタ	C711dn2	OKI 製	1
	ギガビットスイッチングハブ	LSW5-GT-8NS/WH	ﾊﾞｯﾌﾟｱｰ-製	1
	ソフトウェア	MATLAB	MathWoks 製	5
		Signal Processing Toolbox	MathWoks 製	5
		Office 2016 Professional	Microsoft 製	5
		Endpoint Protection	Symantec 製	5
		SPSS Statistics	IBM 製	5
		SPSS Advanced Statistics	IBM 製	5

上記例示品または同等品以上

2. 競争に参加する場合の取扱い

本入札に参加を希望する者は、例示品・同等品での参加に関わらず、参加品が本仕様書で定めた要件を満たすことを証明する書類等を平成29年1月23日(月)14時00分までに提出すること、本学が認めた場合のみ競争に参加することができる。

提出書類の詳細は「リバースオークションの注意事項」を参照のこと。

3. 調達背景および目的

(1) 調達の目的

本システムは筑波大学情報メディア創成学類における実習等の教育活動に使用することを主たる目的としたシステムである。当該学類では映像を扱う実習、音声情報処理、音楽・音響情報処理、認知心理学に関連した実験等を行う。これらの使用目的に対応するシステムとする必要がある。

(2) 利用と運用

情報メディア創成学類の当該実習および実験を担当する教員約4名、および当該実習および実験に参加する学生(30名程度)が主たる利用者となるが、それに限定しない。原則として終日運用する。

4. 単位に関する留意事項

本仕様書においては、主記憶容量の表記に際して、1KB=1024Byte、1MB=1024KB、1GB=1024MBという定義を用いる。それ以外のデータ量の表記に際しては、1KB=1000Byte、1MB=1000KB、1GB=1000MB、1TB=1000GBという定義を用いる。

5. 性能・機能に関する要件

(1) 包括的業務要件

本システムは以下の業務を行う目的で導入するものである。したがって、最低限、以下の各項目の業務を行う上で支障ないと判断されること。これらの項目の業務を行うための機器構成および実現方法について具体的な提案を行うこと。

●クリエイティブメディアシステム

- ・写真加工、映像編集・特殊効果処理
- ・イラストレーション、高画質写真リタッチ
- ・ウェブコンテンツ製作
- ・プレゼンテーション

●音響・心理実習システム

- ・音響情報のデジタル信号処理
- ・MATLAB 制御による画像や音響情報の提示と反応取得による心理実験
- ・統計パッケージを利用したデータ解析
- ・文書処理、表計算、データベース処理、プレゼンテーション

(2) クリエイティブメディアシステム

デスクトップパソコン18台、ラップトップパソコン4台、プリンタ1台、ギガビットスイッチングハブ1台を導入し、クリエイティブメディアラボに設置する。なお、以下の要件を満たすこと。

①.デスクトップパソコンは以下の仕様を満たすこと

- a. CPUは4コア以上のIntel Core i7相当以上であ4.0GHz以上であること。
- b. 主記憶は8GB以上であること。
- c. 補助記憶は FusionDrive1TB以上であること。
- d. ビデオカードはAMD Radeon R9 M390(2GBビデオメモリ搭載)相当以上の機能・性能を有すること。
- e. 3ボタン対応、有線マウスを備えること。
- f. 日本語対応テンキー付き、有線キーボードを備えること。
- g. モニタは対角27インチワイド以上で、5K液晶モニタを筐体一体型で備えること。
- h. ログイン時刻、ログアウト時刻を記録したログファイルの保全

それぞれの端末で、ユーザのログイン時刻、ログアウト時刻を記録したログファイルを、削除できないように設定すること。このログファイルのファイル名を定期的に変更し、圧縮するとともに、契約期間中、これらのファイルを自動的に削除できないように設定すること。

- i. ログイン認証とホームフォルダーの作成
ログイン時に、本学の全学計算機システムの **Active Directory** サーバ、もしくは **LDAP** サーバに直接接続して、ユーザを認証するように設定すること。このとき、本節 (2) -⑥に記載するように、デスクトップ端末は、プライベート IP で運用することに留意すること。また、初めてログインするユーザに対しては、そのユーザのホームフォルダーを自動的に作成すること。それぞれの端末にローカルで登録したユーザのログインも可能であること。これを実現するために、**Active Directory** サーバ、もしくは **LDAP** サーバの設置や、アプリケーションの開発などが必要な場合は、その必要ライセンスも含めて、本調達に含む。

②.ラップトップパソコンは以下の仕様を満たすこと。

- a. CPU は 4 コア以上の **Intel Core i5** 相当以上であり **2.9GHz** 以上であること。
- b. 主記憶は **8GB** 以上であること。
- c. 補助記憶は **SSD512GB** 以上であること。
- d. ビデオカードは **Intel Iris Graphics 550** 相当以上の機能・性能を有すること。
- e. 対角 **13** インチワイド以上で、標準解像度 **2,560×1,600** ピクセル以上の高精細ワイドモニタを筐体一体型で備えること。

③.以下のソフトウェアが、全てのデスクトップパソコン、ラップトップパソコンで同時に利用可能であること。

- a. 最新バージョンの **macOS** 日本語版、もしくは、これと同等以上の機能を有するオペレーティングシステムであること。
- b. **Adobe** 社製 **Creative Cloud** 日本語版、もしくは、これと同等以上の機能を有する統合デザインソフトであること。
Adobe 社製 **Creative Cloud** 日本語版を用いる場合は、本学が来年 3 月に導入予定の全学計算機システムに含まれるサイトライセンスを用いてもよい。
- c. **アップル**社製 **Final Cut Pro X**、もしくは、これと同等以上の機能を有する動画編集ソフトであること。
- d. **マイクロソフト**社製 **Microsoft Office 2016 for Mac**、もしくは、これと同等以上の機能を有するオフィススイートであること。
Microsoft Office 2016 for Mac を用いる場合は、本学が有するライセンスを用いてもよい。
- e. **Symantec** 社製 **Endpoint Protection**、もしくは、これと同等以上の機能を有するウイルス対策ソフトであること。
Symantec 社製 **Endpoint Protection** を用いる場合は、本学が有するライセンスを用いてもよい。

④.デスクトップパソコン本体は盗難防止用のいわゆるケンジントン・スロットを有すること。同スロットに対応したセキュリティケーブルによって、パソコン本体を繋ぎ、固定すること。固定場所は、本学と協議して決めること。端末の台数分のセキュリティケーブルおよび全てのセキュリティケーブルの解錠・施錠を行うマスターキー 3 本は本調達に含むものとする

⑤.プリンタは以下の仕様を満たし、クリエイティブメディアシステムの全パソコンから調達するギガビットスイッチングハブを通じて印刷可能なように設定すること。

- a. **A3** 判用紙に対応していること。
- b. 印字方式は半導体レーザー+乾式 2 成分電子写真方式であること。

- c. 出力解像度は 1200dpi 以上であること。
 - d. プリンタ単体の片面印刷速度は同一原稿連続フルカラープリント時で A4 判 40 ページ/分以上であること。
 - e. 1000Base-T に対応した Ethernet インターフェースを有すること。
 - f. 1GB 以上のメモリを備えること。
 - g. A4 判、A3 判の用紙をそれぞれカセット方式で給紙すること。カセットはそれぞれ 550 枚以上の容量であること。
 - h. 両面印刷機能を備えること。
- ⑥. ネットワーク用ギガビットスイッチングハブは以下の仕様を満たすこと。
- a. クリエイティブメディアシステムのデスクトップパソコン 18 台とプリンタを本学キャンパスネットワークの情報コンセントに 1000Base-T により接続し、かつ調達するネットワークカメラに 100Base-TX もしくは 1000Base-T により接続すること。これらの装置の運用のために必要なサーバなどの機器がある場合は、それらの装置も接続すること。以上の接続に必要なネットワークケーブルは本調達に含む。
 - b. 上記 a に必要なポート数に加えて、予備の 1000Base-T ポートを 4 ポート以上有すること。
 - c. すべての 1000Base-T ポートが 10Mbps/100Mbps/1000Mbps の自動速度検知、オートネゴシエーション、MDI/MDI-X 自動切替機能を有すること。
 - d. 予備を含むすべてのポートにおいて、1000Base-T で同時に全二重通信可能となる十分なスイッチング容量を有すること。
 - e. 電源ユニットは冗長構成となっていること。
 - f. DHCP クライアント機能を持ち、キャンパスネットワークに接続したポートにおいて、DHCP により、キャンパスネットワークからギガビットスイッチングハブ用の IP アドレスを取得できること。さらに、DHCP を使わない場合は、手動により固定 IP アドレスが設定できること。本学と協議し、いずれかの機能を用いて、ギガビットスイッチングハブ用の IP アドレスを設定すること。
 - g. DHCP サーバ機能を持ち、接続したパソコンやプリンタに、プライベート IP アドレスが配布できること。同一の MAC アドレスからの要求に対して、同じ IP アドレスを配布する機能を持つこと。この機能のために、ギガビットスイッチングハブのポート数以上の MAC アドレスを登録できること。登録する MAC アドレスは、本学と協議し、その指示に従うこと。
 - h. NAT 機能を持ち、上記 f の IP アドレスと上記 g のプライベート IP アドレスを変換することで、キャンパスネットワークとパソコン間の通信を可能とすること。同時に通信可能な NAT セッション数は 4096 以上あること。
 - i. 上記 f から h の機能は、ギガビットスイッチングハブと情報コンセントの間にルータを設置して実現しても良い。この場合、当該ルータとそれらを接続するケーブルも本調達に含む。また、当該ルータとギガビットスイッチングハブ及び情報コンセントの間は 1000Base-T で接続し、ルータを介してサーバとクライアントが FTP 通信した時の最大スループットが 600Mbps 以上あること。
- ⑦. ネットワークカメラは以下の仕様を満たすこと。
- a. 有効画素数 130 万画素以上であること。
 - b. 走査方式はプログレッシブ方式であること。
 - c. 天井据え付け型のネットワークカメラとし、据え付け・配線工事、ネットワーク設定も行うこと。
 - d. 日中と夜間でカラーと白黒に撮影を切り替える機能を有し、カラー撮影時は、0.4lx 以上 (F1.6、シャッタースピード 1/2 秒) で、白黒撮影時は、0.02lx (F1.6、シャッタースピード 1/2 秒) で撮影可能であること。
 - e. 32GB 以上の SD カードを装備し、ネットワークに接続していなくても、撮影した映像を常時保

存することが可能であること。SDカードも本調達に含む。

- f. 100Base-TX、もしくは1000Base-Tに対応したEthernetインターフェースを有すること。
- g. Windows 8.1、もしくはmacOSを搭載したパソコンで動作可能なアプリケーションが1ライセンス以上提供され、もしくは、ウェブブラウザなどのOSに標準搭載されたソフトウェアのみにより、調達するギガビットスイッチングハブを介して、上記eで保存した映像が再生可能であること。また、上記eで保存した映像を、調達するギガビットスイッチングハブを介して、パソコンに転送可能であること。これらの再生、及び転送機能は、ユーザ、パスワード認証により、利用者を制限できること。また、IPアドレスやサブネットによって、アクセスできるパソコンを制限できること。調達するギガビットスイッチングハブの機能を用いてパソコンのアクセス制限を実現する場合は、そのことが実現可能なことを示すこと。なお、再生やファイル転送のために必要なパソコンや、ソフトウェアのインストールは、本調達に含めなくてよい。

⑧. デジタルビデオカメラは以下の仕様を満たすこと。

- a. 動画有効画素数 829 万画素 (16 : 9) 以上であること
- b. 空間光学方式の手ブレ機能を備えること
- c. 内蔵メモリ 64GB 以上であること
- d. E 光学ズーム 20 倍以上、4K 記録時は 30 倍以上のズーム機能を備えること
- e. 以下の付属品を備えること。
 - ・13Wh/1960mAh 容量程度のバッテリーパック。(24 個)
 - ・周波数特性 40Hz - 20000Hz、Φ3.5mm ミニジャック出力、鋭指向性 モノラル録音、質量 80g 以下 (電池含まず) のガンシューティングマイクロフォン (10 個)

⑨. 液晶テレビは以下の仕様を満たすこと。

- a. ネルサイズ 60V 型以上であること
- b. 画素数 3,840×2,160 (水平×垂直) 以上であること
- c. 4K 対応の HDMI 端子を 4 以上備えること
- d. SD カードスロットを 1 以上備えること
- e. IPS×LED 方式のパネルであること
- f. 実用最大出力 (JEITA) 100W 以上であること

⑩. ミラーレス一眼カメラは以下の仕様を満たすこと

- a. 有効画素数 2,430 万画素以上であること
- b. 3.0 型 TFT カラー液晶モニターを備えること
- c. 圧電素子による超音波方式センサークリーニング機能を備えること
- d. 電磁制御式縦走りフォーカルプレーンシャッター形式であること
- e. 以下のレンズと付属品を備えること。
 - ・焦点距離 50~140mm、開放 F 値 2.8 程度のカメラレンズ (1 個)
 - ・焦点距離 16~55mm、開放 F 値 2.8 程度のカメラレンズ (1 個)
 - ・焦点距離 35mm、開放 F 値 2 程度のカメラレンズ (1 個)

(3) 音響・心理実習システム

デスクトップパソコン5式、プリンタ1台、ギガビットスイッチングハブ1台を導入すること。

① デスクトップパソコンは以下の仕様を満たすこと。

- a. CPUは Intel Core i5-6600またはこれと同等以上であり動作周波数3.3GHz以上であること。
- b. CPUの キャッシュ6MB以上であること。
- c. 主記憶はデュアルチャンネル対応であること。
- d. 主記憶は16GB以上であること。
- e. 補助記憶は シリアルATAドライブ500GB以上のハードディスクを備えること。

- f. 16倍速以上のDVDスーパーマルチドライブを備えること。
 - g. OADG109A配列に準拠したPS/2あるいはUSB接続の日本語キーボードを有すること。
 - h. スクロール用ホイール付きで、ホイールを含めてボタンを3つ以上有するPS/2あるいはUSB接続の光学式マウスを有すること。
 - i. マウスは机上の仕上げと無関係に読み取りできる性能を有すること
 - j. ビデオカードNVIDIA GT730LP（ビデオメモリ 2GB 搭載）相当以上の機能・性能を有すること。
 - k. ビデオカードはHDCP対応であること。
 - l. 外部インターフェースとしてDVIまたはディスプレイポートコネクタを2以上備え、これを用いてモニタと接続すること。接続に必要なケーブルは、本調達に含む。
 - m. オーディオ Microsoft DirectXまたはASIO対応のオーディオインターフェースを有すること。
 - n. 筐体にステレオミニジャックによるヘッドホン出力端子とマイク入力端子を備えること（ヘッドホンとマイクは本調達に含まない）。
 - o. 筐体:縦置き可能であり、縦置きの時の大きさは幅200mm、奥行き450mm、高さ400mm以下であること。（縦置き用のスタンドは含めなくてよい）
 - p. 筐体前面にUSB2.0以上の端子を2以上備えること。
 - q. 1000Base-TのEthernetインターフェースを備えること。
 - r. パソコン本体は盗難防止用のいわゆるケンジントン・スロットを有すること。同スロットに対応したセキュリティケーブルによって固定すること。固定場所は本学と協議して決めること。パソコンの台数分のセキュリティケーブルおよび全てのセキュリティケーブルの解錠・施錠を行うマスターキー3本は本調達に含むものとする。
 - s. ログイン時刻、ログアウト時刻を記録したログファイルを保全すること。
- ② 以下のソフトウェアが、音響・心理実習システムの全てのパソコンで利用可能で動作すること。
- a. マイクロソフト社製Windows 8.1 Professional（64ビット）日本語版もしくはこれと同等以上のもの。
Windows 7からアップグレードする場合は、本学が有するアップグレードライセンスを用いてもよい。
 - b. MathWorks 社製 MATLAB（64ビット）を備え以下の拡張機能も含めること。
 - ・ Signal Processing Toolbox
 以下のフリーソフトウェアをMATLABのプラグインとしてインストールと動作確認も行うこと。
 - ・ Psychtoolbox-3
 もしくは、これらと同等以上の機能を有する対話型テクニカルコンピューティング言語であること。
 - c. マイクロソフト社製 Microsoft Office 2016 Professional（64ビット）もしくは、これと同等以上の機能を有するオフィススイートであること。
Microsoft Office 2016 Professional（64ビット）を用いる場合は、本学が有するライセンスを用いてもよい。
 - d. Symantec社製Endpoint Protection もしくは、これと同等以上の機能を有するウイルス対策ソフトであること。
Symantec社製Endpoint Protectionを用いる場合は、本学が有するライセンスを用いてもよい。
 - e. IBM 社製 SPSS Statistics（拡張機能（Advanced Statistics）を含む）もしくは、これらと同等以上の機能を有する統計解析ソフトであること。

IBM 社製 SPSS Statisticsを用いる場合は、本学が有するライセンスを用いてもよい。

- f. スタインバーグ社 ASIO ドライバ
オーディオインターフェースが ASIO ドライバに対応していない場合には、汎用ドライバである asio4allドライバもしくは、これらと同等以上のオーディオドライバソフトであること。
- g. 以下のフリーソフトウェアのインストールと動作確認を行うこと。導入するバージョンについては本学の指示に従うこと。
 - ・ Google Chrome
 - ・ Processing3.0
 - ・ Processing2.0
 - ・ Processing1.5
 - ・ SuperCollider3.6.6

③ モニタは以下の仕様を満たすこと。

- a. 対角は23.8インチ以上あり、推奨解像度は1920×1080以上であること。
- b. IPSパネル（アンチグレア）であること。
- c. 音響・心理実習システムのデスクトップパソコンに接続可能なDVIまたはディスプレイポートのインターフェースを備えること。
- d. LEDバックライトを備えること。
- e. 1.0W+1.0W以上のスピーカーを備えること。
- f. モニタ本体は盗難防止用のいわゆるケンジントン・スロットを有すること。同スロットに対応したセキュリティケーブルによって固定すること。固定場所は本学と協議して決めること。モニタの台数分のセキュリティケーブルおよび全てのセキュリティケーブルの解錠・施錠を行うマスターキー3本は本調達に含むものとする。

④ プリンタは以下の仕様を満たし、音響・心理実習システムのデスクトップパソコンの全台から、調達するギガビットスイッチングハブを通じて印刷可能なように設定すること。

- a. A4判用紙に対応していること。
- b. 半導体レーザー方式またはDigital LEDヘッドによるフルカラー乾式電子写真方式であること。
- c. 出力解像度は600dpi以上であること。
- d. プリンタ単体の片面印刷速度は同一原稿連続フルカラープリント時でA4判34ページ/分以上であること。
- e. 1000Base-Tに対応したEthernetインターフェースを有すること。
- f. 256MB以上のメモリを備えること。
- g. A4判の用紙をカセット方式で給紙すること。プリンタ全体の給紙カセットの合計容量がA4判用紙700枚以上の容量であること。
- h. 管理者のパスワード設定を可能とし、プリンタにアクセス可能なパソコンのサブネットやIPアドレスの制限ができること。
- i. 両面印刷機能を備えること。

⑤ ネットワーク用ギガビットスイッチングハブは以下の仕様を満たすこと。

- a. 音響・心理実習システムの全パソコンとプリンタを本学キャンパスネットワークの情報コンセントに1000Base-Tにより接続すること。接続に必要なネットワークケーブルは本調達に含む。
- b. 上記aに必要なポート数に加えて、予備の1000Base-Tポートを1ポート以上有すること。予備を含むすべてのポートにおいて、1000Base-Tで同時に全二重通信可能となる十分なスイッチング容量

をもつこと。

- c. すべての1000Base-Tポートが10Mbps/100Mbps/1000Mbpsの自動速度検知、オートネゴシエーション、MDI/MDI-X自動切替機能を有すること。
- d. DHCPクライアント機能を持ち、キャンパスネットワークからDHCPにより、ギガビットスイッチングハブ用のIPアドレスを取得できること。

5. 保守体制および保守に関する要件

本調達においての保守体制および保守に関しては以下の要件を満たすこと。

- a. 保守に関する経費は本調達に含まれるものとする。
- b. 全ての調達物品について、障害発生時には受注者がインテグレータとして、責任をもって問題解決を行うこと。具体的には全ての構成要素についての対応窓口となるとともに、複数の構成要素間の障害切り分けを行って、原因を特定し、当該製品のベンダーと協力して問題解決に当たること。
- c. 下記の製品についての通常使用におけるの故障については、借入期間中は無償で修理対応すること。
 - ・デスクトップパソコン（クリエイティブメディアシステム・18台、音響心理実習システム・5式）
 - ・ラップトップパソコン（4台）
- d. 上記以外製品は通常使用におけるの故障については、納品日から1年間は無償で修理対応すること。
- e. 本システムは、集中保守期間を除き、終日連続運転することを原則とする。この運転形態に対応可能であること。提出された文書により、このことが可能であると判断できること。
- f. 1ヶ月に1度以上オンサイトにて定期保守を実施し、以下の保守を行うこと。バックアップ作業のために必要なメディア・ハードディスク等は本調達に含む。定期保守実施日は本学と協議して決めること。なお、アップデートの有無に関わらず作業報告書として本学に提出すること。
 - ・ 調達するパソコンのファームウェアバージョンアップ
 - ・ 調達するパソコンのOSとアプリケーションのマイナーアップデート（セキュリティ更新を含む）、及びクリエイティブメディアシステムのデスクトップパソコン1台と音響・心理実習システムパソコン1台のバックアップ
- g. 1年に1度以上、2日以内の集中保守期間を設けて、以下の保守を行うこと。集中保守実施日は本学と協議して決めること。また、実際の集中保守作業内容は本学と協議して、その指示に従うこと。
 - ・ クリエイティブメディアシステムデスクトップパソコンのログイン、ログアウト時刻のログのバックアップ
 - ・ クリエイティブメディアシステム全パソコンのOSのメジャーバージョンアップデート（但し、借入期間内に1回まで）、及び本アップデートに伴う、4.（2）③のアプリケーションの調整
 - ・ クリエイティブメディアシステム全パソコンの本学ライセンス所有ソフトウェアのメジャーバージョンアップ
 - ・ クリエイティブメディアシステムデスクトップパソコン及び音響・心理実習システムパソコンのログイン、ログアウト時刻のログのバックアップ
 - ・ 音響・心理実習システムパソコンの本学ライセンス所有ソフトウェアのメジャーバージョンアップ
 - ・ クリエイティブメディアシステムデスクトップパソコンのログイン、ログアウト時刻のログおよび音響・心理実習システムパソコンのログイン、ログアウト時刻のログをもとに、導入時点

あるいは前回集中保守を行った時点以降のこれらの端末の利用状況について、次の数値を、CSV形式のファイルにまとめて提出すること

- h. 毎月の端末毎の延べログイン回数および延べログイン時間
- i. 本調達に含まれるソフトウェアについて、納入時に既に存在していたと判断される瑕疵がある場合は、バグフィックスないしパッチの情報提供を行うとともに、商慣習上行われるバージョンアップを行うこと。
- j. 本システムを構成するハードウェアおよびソフトウェアに障害が発生した場合には、ただちにその復旧にあたり、実習等に支障が出ないように対処すること。特に、ハードディスクに障害があった場合は、本節 f でバックアップした時点にリストアすること。対処する場合には本学と密接に連絡した上、作業を行うこと。
- k. 既設装置（電源設備やキャンパスネットワークなど）との接続について障害が発生した場合は、原因の切り分けを行い本調達に起因する障害については対処すること。
- l. 月曜日から金曜日までの平日の午前9時から午後5時の時間帯は電子メールおよび電話による本学からのシステム障害発生の通知を受け付けること。障害発生当日または翌営業日に具体的な対処を開始すること。
- m. 本調達のシステムを構成するすべてのハードウェアおよびソフトウェアについて、JPCERT/CCやベンダー等が公表するセキュリティ情報をモニターし、問題が公表された場合には速やかに本学に通知すること。問題に対処するための修正プログラムの適用や設定変更等の必要性および手順を随時本学に通知すること。ただし、システムの運用に重大な影響を及ぼすような状況にある時は、本学と協議の上、速やかに修正プログラムの適用や設定変更等の必要性および手順を本学に通知すること。
- n. 要求要件に対して商品ではなくフリーソフトウェアをもって提案する場合は、納入時点においては当該ソフトウェアが正常に機能するよう導入・調整するとともに、セキュリティに関わる修正の作業手順を随時通知すること。
- o. 運用開始後に本学が別途フリーソフトウェアをインストールする場合、これらフリーソフトウェアの運用と障害解決に関する技術的支援を本学が求めた場合には協力すること。
- p. セキュリティに関して、本調達に含まれるハードウェアおよびソフトウェアに重大な問題が存在することが判明した場合には、速やかに対処すること。
- q. 本学が行う開発、性能・機能向上のための作業、システム状況把握のためのデータ採取、ソフトウェアの移植、および機器の接続について技術情報の提供を求めた場合には協力すること。
- r. 製品添付のマニュアルに加えて、システム管理者向けの運用手順書を作成して提出すること。バージョンアップや設定変更に伴う手順変更があった場合は、手順変更と同時に運用手順書の修正版を提供すること。
- s. 機器類の接続変更・再配置が必要になった場合には誠意をもって対応すること。
- t. 以上の保守を行う具体的な担当部署や対応窓口、連絡体制・障害対応体制等を明示すること。

6. その他の要件

(1) マニュアル

システムに含まれるハードウェアおよびソフトウェアのマニュアルを以下のように提供すること。

- a. 印刷体マニュアル、オンラインマニュアルまたはCD-ROM等の媒体の形態で提供すること。
- b. オンラインマニュアルまたはCD-ROM等の媒体の形態で提供する場合は、導入システム内で閲覧できるようにすること。

- c. 日本語で書かれたマニュアルまたは英語で書かれたマニュアルのいずれかを提供すること。
- d. 日本語で書かれたマニュアルと英語で書かれたマニュアルの両方がある場合には、日本語で書かれたマニュアルを提供すること。その際、英語で書かれたマニュアルも提供可能である場合には、それを提供すること。
- e. 提供するハードウェアおよびソフトウェアごとに1式以上提供すること。

(2) 搬入・据付・配管・配線・調整・インストール等

- a. 調達物品は本学が指示した場所に搬入・設置すること。
- b. 搬入・据付・配管・配線・調整・インストール等の作業については、作業日程と手順、体制について具体的に提案すること。作業の実施に当たっては本学と協議を行い、本学の指示に従うこと。協議結果は作業計画書にまとめて事前に提出すること。本学が行うべき作業は明示すること。
- c. 本システムの解約・期間満了に伴う撤去の作業は、解約・期間満了後速やかに行うこと。作業日程と手順、体制については本学と協議を行い、本学の指示に従って実施すること。協議結果は作業計画書にまとめて事前に提出すること。本学が行うべき作業は明示すること。
- d. 調達物品の搬入・据付・配管・配線・調整・インストール等および将来の撤去の経費は本調達に含むものとする。梱包材は受注者側で引き取ること。
- e. 本システムの解約・期間満了に伴う撤去の際には二次記憶装置に記録された情報の消去を受注者側の責任において行うこと。
- f. 本システムの搬入および解約・期間満了に伴う返品に必要な運送料、保険料およびその他一切の経費は本調達に含むものとする。
- g. ソフトウェアのインストールおよび調整の経費は本調達に含むものとする。
- h. 本仕様書に記述した要件を満足するために別途ハードウェア、ソフトウェア、ソフトウェアライセンス、ケーブル、アダプタ等が必要になる場合にはそれらを提案に含めること。またそれらの設置・調整作業は本調達に含むものとする。
- i. 本仕様書に示す構成において、サーバとの接続に際して、CAL (Client Access License)が必要となる場合には、それを提供すること。
- j. ポリュームライセンス等のインストールメディアが含まれない形態でのライセンスによってソフトウェアを提供する場合には、そのソフトウェアのインストールメディアを1式以上提供すること。
- k. 全てのソフトウェアに対して、導入時点で入手可能な修正プログラム(パッチ)を適用すること。フリーソフトウェアについては、導入時点で入手可能な最新版を導入すること。
- l. 全ての機器は据え付け・調整を行い、既設装置(電源設備やキャンパスネットワークなど)への接続・調整およびソフトウェアのインストールを行い、必要な設定を完了し、全体が動作することを確認した上で引き渡すこと。
- m. 本システムのための電源設備は既設の設備の使用を前提とする。提案に際してはクリエイティブメディアシステム、音響・心理実習システムのそれぞれについて、必要な電源容量を見積もり提案すること。また、それぞれについて、システム稼働に当たり特別な電源設備(UPS、特殊電圧・特殊周波数の電源など)が必要な場合には、それらは本調達に含むものとする。
- n. 必要な一次側設備については本学が用意するので、各器具までの二次側接続を行うこと。
- o. 本システムのための空調設備は既設の設備の使用を前提とする。コンピュータ機器専用の空調設備がなくても設置機器が正常に動作すること。

7. 提出書類作成および提出にあたって

(1) 提案に際しての留意事項

- ・本仕様書の条件に対する提案内容を明確に示すこと。提案システムが要求要件を満たすか否かは技術審査によって判断する。特に下記の事項に留意すること。
- ・本仕様書に記載している性能、機能等の技術的要件すべてを満足する提案を行うこと。
- ・提案システムの技術的内容については、提案書記載の具体的な内容に基づき技術審査を行い、可否を判断する。このため、提案に際しては機能や性能を技術的に判断できる十分な資料を提供すること。
- ・技術審査において性能評価が必要と判断された場合には、性能評価試験に応じるか、または、これに準ずる信頼できるデータを提出すること。

(2) 提案書作成に関する留意事項

提案書およびその資料については次を満たすように作成すること。

- ・提案書には通しでページ番号をつけること。
- ・提案書には目次をつけること。目次は深さ3のレベルまで(例：4.2.2)を記載すること。
- ・提案システムの考え方、システム構成および特徴等を記述し、詳細なシステム構成図を記載すること。
- ・各要求要件への対応内容を一覧で示すこと。要求要件の各項目に対応させて具体的な提案を記述すること。
- ・提案システムが本仕様の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。審査するにあたって提案の根拠が不明確、あるいは、資料・説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学情報メディア創成学類教育用計算機システム技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとする。
- ・システムを構成する機器について、機器名称、機能、規格、性能、消費電力、発熱量、占有面積等の設置諸元等に関する詳細仕様の一覧表を添付すること。各機器が複数の機器からなる場合は構成図および構成する機器ごとの仕様を一覧表に含めること。さらに設置に伴う工事等について記載すること。
- ・提案システムに含まれるソフトウェアの構成および個々のソフトウェアについて、名称、機能、規格および内容を記載すること。提案するソフトウェアの一覧表を記載すること。
- ・具体的なSE、CEの保守・支援体制を明示すること。
- ・提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを求めた場合には、これに応じること。
- ・提案書には提案するハードウェアおよびソフトウェアのカタログ1式を添付すること。カタログ1式には、企業名の五十音順に並べた番号対応表を付すこと。
- ・提案書に添付するカタログ1式には、各カタログについて通し番号を振り、タグをつけて、参照を容易にすること。
- ・提案書内でカタログを参照する際は、企業名、商品名その他、上に述べた通し番号による番号も記載すること。
- ・提案書の内容を補足する必要がある場合は、そのためのマニュアル等を添付すること。冊子体のマニュアルの場合、総ページ数が大きなものは、当該箇所のコピーでもよい。その場合には、冊子体のマニュアルを識別できる冊子体の情報(メーカー名、マニュアル名、バージョン等)を付すこと。
- ・システム導入時の作業日程と体制を提示すること。受注者側の作業と本学側の作業を明確にすること。
- ・提案システムに関連する各種システムの導入実績および稼動状況の実績を示すこと。
- ・提案書・提出資料等に関する照会先を明記すること。

リバースオークション入札の注意事項

リバースオークション方式による入札の詳細は、筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」に掲載していますので、必ず確認のうえ入札に参加ください。

1. リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

2. 入札受付日時 リバースオークション情報に掲載

3. 入札締切日時 同 上

4. 1か月当たりの単価を入札すること。なお、落札決定に当たっては入札した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

5. いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 本学は、次のいずれかに該当することとなった場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定した場合。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りでない。

- (2) 契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が独占禁止法に違反したことにより、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合

- (3) 公正取引委員会が、契約の相手方に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

8. 契約の相手方は、前項各号のいずれかに該当したときは、本学が契約を解除するか否かを問わず、本学の請求に基づき、契約金額の10分の1（単価契約の場合は契約期間全体の支払い総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の10分の1）に相当する額を違約金として本学の指定する期間内に支払わなければならない。

9. この一般競争入札に参加を希望する者は、例示品・同等品での参加に限らず下記（1）～（4）に示す書類を競争参加者の負担において作成等し、下記の期日までに提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・平成28年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し…………… 1部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類… 1部

(2) 納入できることを証明する書類

- ・参考見積書…………… 1部
- ・定価表又は価格証明書…………… 1部
- ・納入実績表…………… 1部

(3) 本件の物品を第三者をして貸付しようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類 …… 1部

(4) 仕様書に示した要件を満たすことを証明する書類

- ・提案物品の技術仕様書…………… 3部
（技術仕様書は別冊の仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札物品の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること）
- ・提案システムの構成図…………… 3部
- ・提案物品のカタログ…………… 3部
- ・外国製品による場合は次の書類…………… 1部
 - ① インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
 - ② 通関証明書（写）及び輸入決済に関する書類（写）（決済通貨証明書、関税率証明書）
上記①の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、
 - ・「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」
 - ・直前決算に係る「損益計算書」（写）
 - ・「国内販売価格推移証明書」（過去数年に遡る価格と設定時期）

提出期限 平成29年 1月23日 15時00分

提出場所 国立大学法人筑波大学財務部契約課